

○鯖江・丹生消防組合議会定例会条例

昭和44年11月15日
条例第2号

鯖江・丹生消防組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。